

Page	旧文書	新文書	備考
	西東京市地域防災計画	西東京市地域防災計画	
	一風水害編一	一風水害編一	
	(案)	(案)	
	令和6年修正	令和6年修正	
	西東京市防災会議	西東京市防災会議	
	【用語の説明】	【用語の説明】	
	(略)	(略)	
	○自主避難所	○自主避難所	
風-2	第2部 災害予防計画	第2部 災害予防計画	
	第1章-第3章 (略)	第1章-第3章 (略)	
風-19	第4章 応急対応力の強化	第4章 応急対応力の強化	
	第1節-第3節 (略)	第1節-第3節 (略)	
風-22	第4節 ボランティアとの連携	第4節 ボランティアとの連携	
	1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援 市、市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援 市、市社会福祉協議会	
	(2) 体制の整備【地域共生課、生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】	(2) 体制の整備【地域共生課、生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】	
	地域共生課、生活福祉課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努めるとともに、平常時から地域団体、NPO団体・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図る。	地域共生課、生活福祉課、 <u>協働コミュニティ課</u> 及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努めるとともに、平常時から地域団体、NPO団体・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図る。	
風-23	2 登録ボランティアとの連携及び人材 市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市	2 登録ボランティアとの連携及び人材育成 市、都、警察署、消防署、日赤東京都	

Page	旧文書	新文書	備考
	育成 社会福祉協議会	支部、市社会福祉協議会	
	(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、 建築指導課 、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】	(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】	
	地域共生課、生活福祉課、 建築指導課 、都市計画課及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア（被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。	地域共生課、生活福祉課、都市計画課、 <u>文化振興課</u> 及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア（被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。	
風-28	第7章 避難者対策	第7章 避難者対策	
	第2節 避難所・避難広場等	第2節 避難所・避難広場等	
	(略)	(略)	
風-29	(4) 避難所等の周知【危機管理課】	(4) 避難所等の周知【危機管理課】	
	避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなどにより市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難広場と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。	避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなど <u>デジタル技術の活用</u> により市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難広場と避難所の役割が違うこと、 <u>福祉避難所は受入対象者が特定されていることなど</u> について、日頃から住民等への周知徹底に努める。	
	2 避難所等の管理運営体制の整備等 市、都、教育委員会、各施設管理者	2 避難所等の管理運営体制の整備等 市、都、教育委員会、各施設管理者	
	(略)	(略)	
風-30	(3) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、幼児教育・保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】	(3) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、幼児教育・保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】	
	(略) 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集し易い環境を構築するため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やW i - F i アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。	(略) 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集し易い環境を構築するため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やW i - F i アクセスポイント等の整備のほか、 <u>デジタル技術を活用し</u> 、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。	
	(略)	(略)	
	(5) 避難所におけるボランティア受入態勢の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	(5) 避難所におけるボランティア受入態勢の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	
	避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、態勢整備を図る。	避難所においてボランティアを <u>迅速かつ</u> 円滑に受け入れられるよう、態勢整備を図る。	
風-45	(2) 事務分掌	(2) 事務分掌	
風-46	支援対策チーム	支援対策チーム	

Page	旧文書					新文書					備考
	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	
	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	(略) 8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと 9 部内他班の応援に関すること 10 部内他班の所管に属しない事務に関すること	企画政策課 財政課 公共施設マネジメント課	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	(略) 8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと 9 部内他班△の応援に関すること 10 部内他班の所管に属しない事務に関すること	企画政策課 財政課 公共施設マネジメント課	
(略)			(略)	(略)	(略)						
情報推進班 【班長】 情報推進課長			1 重要データの保全に関すること 2 情報システムの復旧に関すること 3 部内他班の応援に関すること	情報推進課	情報推進班 【班長】 情報推進課長			1 重要データの保全に関すること 2 情報システムの復旧に関すること 3 部内他班△の応援に関すること	情報推進課		
風-49	被災市民対策チーム					被災市民対策チーム					
	【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】					【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】					
風-50	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	福祉避難所班 【班長】 高齢者支援課長	(略) 7 その他被災者の避難、救護に関すること 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班の応援に関すること	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	福祉避難所班 【班長】 高齢者支援課長	(略) 7 その他被災者の避難、救護に関すること 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班△の応援に関すること	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課	
風-51			安否確認班 【班長】 障害福祉課長	(略) 10 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 11 身元不明遺体に関すること 12 部内他班の応援に関すること	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課			安否確認班 【班長】 障害福祉課長	(略) 10 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 11 身元不明遺体に関すること 12 部内他班△の応援に関すること	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課	
救命救護健康班 【班長】 健康課長			(略) 5 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置に関すること 6 所管施設の点検、整備及び復旧 7 その他保健衛生に関すること 8 部内他班の応援に関すること	健康課	救命救護健康班 【班長】 健康課長			(略) 5 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置に関すること 6 所管施設の点検、整備及び復旧 7 その他保健衛生に関すること 8 部内他班△の応援に関すること	健康課		

風-54	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	教育部【教育部長】		(略)		被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	教育部【教育部長】		(略)	
			一時滞在施設班【班長】 社会教育課長	(略) 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 部内他班の応援に関する事	社会教育課 公民館 図書館			一時滞在施設班【班長】 社会教育課長	(略) 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 部内他班への応援に関する事	社会教育課 公民館 図書館
風-109	第5章 医療救護等対策					第5章 医療救護等対策				
風-110	第1節 (略)					第1節 (略)				
風-118	第2節 保健衛生、防疫体制					第2節 保健衛生、防疫体制				
風-122	復旧対策					復旧対策				
	1 防疫活動		市、都			1 防疫活動		市、都		
	(4) 飲料水等の安全確保【 環境保全課、健康課 、都（保健医療局）】					(4) 飲料水等の安全確保【 健康課、環境保全課 、都（保健医療局）】				
風-132	第6章 避難者対策					第6章 避難者対策				
風-135	第2節 避難所等の指定、開設・管理運営					第2節 避難所等の指定、開設・管理運営				
	応急対策					応急対策				
	1 避難所等の開設時期		市			1 避難所等の開設時期		市		
風-136	<一時滞在施設> (令和6年 1 月現在)					<一時滞在施設> (令和6年 7 月現在)				
	(略)					(略)				
	4 避難所の開設		市			4 避難所の開設		市		

風-140	(6) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】 施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設するよう努める。	(6) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】 施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設するよう努める。 <u>また、指定された避難所と同等の物資及び情報の提供等に努める。</u>									
風-202	復旧対策	復旧対策									
	1 被災者の生活相談等の支援 市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、 日赤東京都支部	1 被災者の生活相談等の支援 市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、 日赤東京都支部									
	災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。 (略)	災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等、 <u>被災者一人一人に寄り添った対応</u> を行う。 (略)									
風-204	(5) 災害援護資金【地域共生課、生活福祉課】	(5) 災害援護資金【地域共生課、生活福祉課】									
風-205	(略) ウ 貸付条件等 <table border="1" data-bbox="350 814 1258 1041"> <tr> <td>貸付条件</td> <td>償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：<u>無利子(保証人を立てる場合)</u> <u>年1%(保証人を立てない場合)</u>。措置期間中は無利子。))</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</td> </tr> </table>	貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子： <u>無利子(保証人を立てる場合)</u> <u>年1%(保証人を立てない場合)</u> 。措置期間中は無利子。))	償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。	(略) ウ 貸付条件等 <table border="1" data-bbox="1484 814 2392 995"> <tr> <td>貸付条件</td> <td>償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：<u>年3%以内で条例で定める率</u> (措置期間中は無利子。)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</td> </tr> </table>	貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子： <u>年3%以内で条例で定める率</u> (措置期間中は無利子。)	償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。	
貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子： <u>無利子(保証人を立てる場合)</u> <u>年1%(保証人を立てない場合)</u> 。措置期間中は無利子。))										
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。										
貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子： <u>年3%以内で条例で定める率</u> (措置期間中は無利子。)										
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。										